



[ズバリ解説]

# 最近の改正労働法の点検

～人事担当者が踏まえておくべき改正内容と対応実務～

オスピス社会保険労務士事務所 井上 義教

◆キャッチアップを怠りなく

総務や人事・労務部門の担当者が携わる法律は多岐にわたり、しかも頻繁に法改正が行われています。コンプライアンスを重視した間違いのない実務を行うためには、こうした法改正をキャッチアップする必要があります。また、改正事項をしっかりと押さえ、実務に反映することによって、労務管理上発生する問題の芽を事前に摘み取ることが可能です。

本稿では、昨今の改正事項の中から、実務担当者がしっかりと押さえおきたい事項として、労働基準法の大改正をはじめ5項目を取り上げました。労働基準法や育児・介護休業法の改正事項については、今後行政から細かい通達が出される可能性もありますので、注意しておく必要があると言えるでしょう。

構成

**I 労働基準法の改正**

(平成22年4月施行)

1. 限度基準に関する改正点
2. 法定の割増賃金率の改正点
3. 代替休暇の導入
4. 年次有給休暇の時間単位の取得

**II 育児・介護休業法の改正**

(平成21年7月公布)

1. 子育て期間中の働き方の見直し
2. 父母も子育てができる働き方の実現
3. 仕事と介護の両立支援
4. 実効性の確保
5. 育児・介護休業法関係の助成金

**III 次世代育成支援対策推進法の改正**

(平成21年4月施行)

**IV 社会保険料の改定**

(平成21年9月時点以降)

**V 出産育児一時金関係の改正**

(平成21年10月～平成23年3月)

井上義教 (いのうえ よしのり)

昭和39年東京都生まれ。大阪大学経済学部を卒業後、大手銀行に入社。平成15年に退職後、社会保険労務士として開業登録。金融機関での経験を活かし多くの中小企業の指導にあたっている。労務管理、社会保険、年金に関する各種セミナーや執筆の実績が多数あり、賃金や労務管理のアドバイスに定評がある。著書に『誰でもできる年金加入記録の調べ方』『わかりやすい 新家庭の年金相談』ほか多数。

オスピス社会保険労務士事務所 <http://hiyoko.dreamblog.jp/>

tel : 03-5380-5203 E-mail : smkhiyoko11@tenor.ocn.ne.jp